

みずほレポート

2014年3月12日

米国の個人退職勘定（IRA） の概要とわが国への示唆

- ◆米国では401kプラン等の企業年金と並んで、個人退職勘定（IRA）が国民の資産形成手段として重要な役割を果たしており、2012年末で約5.5兆ドル（約550兆円）の資産残高を有している。
- ◆1974年の創設以降、IRAの制度内容は不断に見直されており、新たな枠組みの導入や利用可能者や拠出限度額等に係るルールの変更等が行われてきた。
- ◆IRAにはトラディショナルIRA、ロスIRAの2つの種類があり、税制優遇の内容（課税のタイミング）等が異なっている。このほか、中小企業が従業員向けにIRAを提供する制度が設けられている。
- ◆わが国においても、国民の自助努力による資産形成を支援していく観点から、確定拠出年金制度、NISA、財形制度等がより使いやすいものとなるよう、制度の改善を進めていくことが望まれる。

金融調査部 上席主任研究員 福田英治良

03-3591-1348 eijiro.fukuda@mizuho-ri.co.jp

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

目 次

I. はじめに	1
II. 個人退職勘定（IRA）の沿革	3
III. 個人退職勘定（IRA）の制度概要	5
1. トラディショナルIRA	5
(1) 制度の特徴	5
(2) 利用可能者	5
(3) 拠出	6
(4) 投資に係る選択肢	6
(5) 所得控除が可能な金額	6
(6) 資産の引出し	7
(7) 必要最低分配額	7
(8) ロールオーバー	8
(9) 相続	9
2. ロスIRA	9
(1) 制度の特徴	9
(2) 利用可能者と拠出上限額	10
(3) 投資に係る選択肢	11
(4) ロールオーバー	11
(5) 資産の引出し	11
(6) ロスIRA保有者の死後の分配	12
3. 中小企業等がIRAを活用して従業員向けに提供する制度	12
(1) 給与天引きのIRA	12
(2) SEP IRA	13
(3) SIMPLE IRA	13
IV. 個人退職勘定（IRA）の利用状況とわが国への示唆	15
1. トラディショナルIRA（幅広い年金資産の受け皿として個人型年金を拡充）	15
2. 中小企業等が提供するIRA（個人型年金の中小企業における使い勝手向上）	17
3. ロスIRA（NISAの恒久化等を通じた多様な貯蓄ニーズへの対応）	20
4. 資産の引出し制限のありかた（ペナルティ支払による引出しの許容）	23
V. おわりに	25

I. はじめに

急速な少子高齢化が進展するわが国では、厳しい財政状況に置かれた公的年金に老後資金を依存していくことには限界があり、今後、自助努力による資産形成の必要性がますます高まることが見込まれる。これまでも、確定拠出年金制度の創設（2001年）やNISA（少額投資非課税制度）の創設（2014年から開始）等、国民の資産形成を支援するための制度整備が図られているが、少子高齢化のさらなる進展や高齢期のライフスタイルの多様化等を踏まえつつ、こうした制度を国民にとってより身近で利用しやすいものにしていくことは、極めて重要な課題である。

また、資産形成は若年期から長い期間をかけて行われるのが通常であるが、政府がアベノミクスによるデフレ脱却を掲げる中、資産の目減りを抑えて十分な資産形成を行う観点から、過去20年間とは異なる投資行動、すなわち「預金等の元本確保型商品を中心とした運用」から「株式や債券等のリスク資産を織り込んだ運用」への転換の必要性が高まる可能性もある。個人によるリスク資産投資の拡大は、経済成長に必要なリスクマネーや成長資金の提供に繋がるものであり、アベノミクスの下で活気を取り戻しつつあるわが国経済を金融面で支えるという面からの意義も大きい。

こうした中、政府の成長戦略を受けて取りまとめられた「金融・資本市場活性化有識者会合」¹の提言（2013年12月公表）では、「私的年金について、年金制度全体の在り方の検討に即した見直しを行う必要」「ライフサイクルを踏まえ、勤労世代による投資を促進するという観点が重要」といった提言が行われている。これらの提言は「2014年から直ちに着手すべき施策」ではなく、「次の段階で取り組むべき施策」とされているが、制度変更等を通じて幅広い国民の行動を変えていくためには相応の時間が必要であることを踏まえれば、本格的な議論を早急に開始していくことが望まれる。

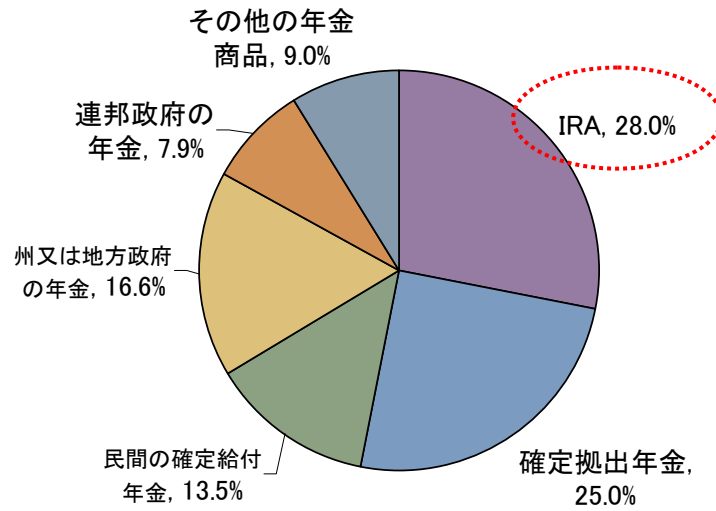
前述のとおり、わが国では米国の401kプランを参考として確定拠出年金制度が創設されたが、米国では401kプラン等の企業年金と並んで、個人退職勘定（Individual Retirement Accounts：以下、IRA）が国民の資産形成手段として重要な役割を果たしている²。IRAは1974年に創設されて以降、数次にわたる制度変更を経て今日に至っており、2012年末の資産残高は約5.5兆ドル（約550兆円）と、米国の退職後資金運用市場の約28%を占める規模にまで成長している（図表1、2）。

そこで本稿では、米国におけるIRAの沿革、具体的な制度内容等を確認した上で、今後のわが国における制度の検討にあたって、どのような点が参考となりうるかを考えていくこととしたい。

¹ 「成長戦略の当面の実行方針」（2013年10月1日、日本経済再生本部決定）において、「家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策や、アジアの潜在力の発揮とその取り込みを支援する施策について、年内に取りまとめを行う」とされたこと等を踏まえて開催された、金融業界、事業会社、学者など各界の有識者から構成される会合（事務局：金融庁、財務省）。

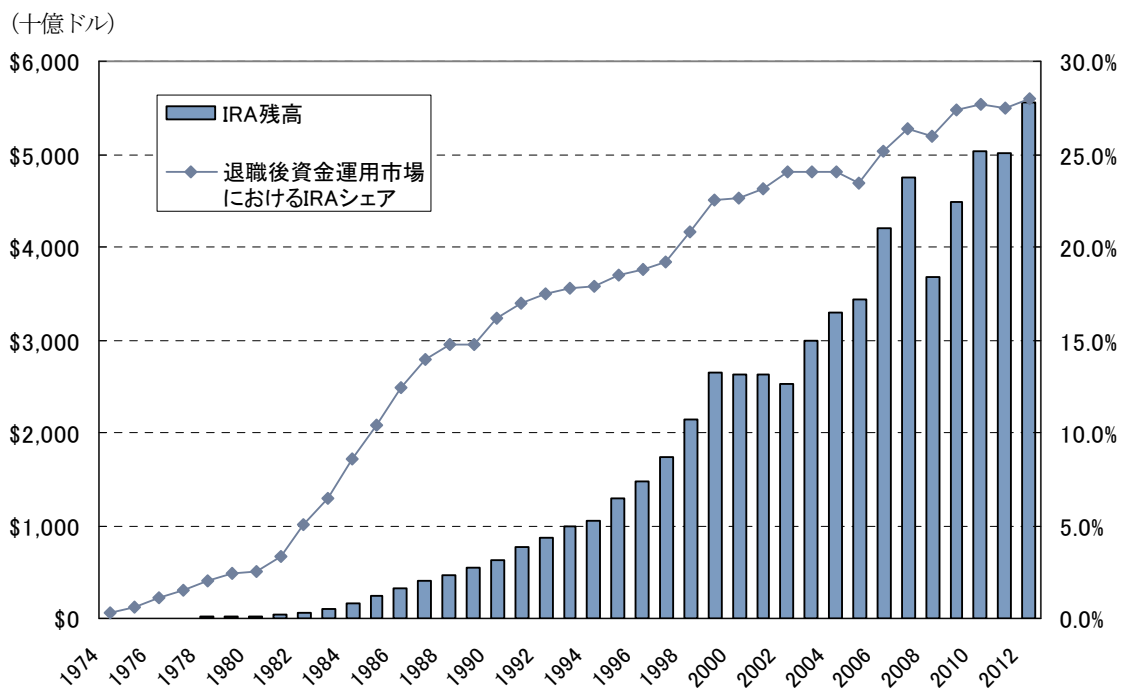
² 米国の年金制度は、①1階建ての公的年金制度、②企業の任意で設立される企業年金、③自助努力としての個人年金の3つを「三本脚の椅子（three-legged stool）」と呼び、これらにより老後の生活に備えることが定着している（企業年金連合会（2013））。本稿の対象であるIRAは上記の「③自助努力としての私的年金」に位置づけられる。なお、①については、全職域の96%をカバーする公的年金制度である連邦社会保障制度（Old Age, Survivorship, Disability Insurance：OASDI）等が、②については401kプラン等の企業年金制度が該当する。

図表1 米国の退職後資金運用市場の状況（2012年末シェア）



(資料) 米国投資信託協会

図表2 IRAの資産残高の推移（1974年～2012年）



(資料) 米国投資信託協会

II. 個人退職勘定（IRA）の沿革

IRAは退職後の老後資金の積み立てを目的として個人が開設することのできる税制優遇付きの口座である。おもな制度として、トラディショナルIRA（Traditional IRA）³とロスIRA（Roth IRA）⁴の2つの種類があり、税制優遇の内容（課税のタイミング）等が異なっている。このほかにも、おもに中小企業が従業員向けに提供する制度としてSEP IRA（Simplified Employee Pension IRA）やSIMPLE IRA（Saving Incentive Match Plan for Employees）等の制度が設けられている（各制度の詳細は後述の第III章にて説明）。IRAに係るおもな沿革は以下のとおりである。

図表3 IRAの種類

制度名	創設年 (根拠法)	口座保有者数	家計全体に 占める割合
トラディショナルIRA	1974 (Employee Retirement Income Security Act = ERISA法)	36.0百万人	29.4%
SEP IRA (注2)	1978 (Revenue Act)	9.2百万人	7.5%
SIMPLE IRA (注2)	1996 (Small Business Job Protection Act)		
ロスIRA	1997 (Taxpayer Relief Act)	19.1百万人	15.6%
いずれかのIRAを保有(注1)		46.1百万人	37.6%

(資料) 米国投資信託協会「退職市場データ」

(注1) 複数のIRA口座を保有可能であるため、各制度ごとの口座保有者数の合計とは一致しない。

(注2) SEP IRA、SIMPLE IRAは雇用者が提供するIRA。なお、SEP IRAにはSAR-SEP IRA（Salary Reduction Simplified Employee Pension IRA、1996年にSIMPLE IRAが創設された後は新規の設定は不可）を含む。

[Employee Retirement Income Security Act of 1974 (ERISA法)]

IRAは1974年に成立したERISA法により創設された。制度創設当初のIRAの種類はトラディショナルIRAのみであり、制度の利用可能者は、企業の年金制度でカバーされていない勤労者のみに限定されていた。なお、トラディショナルIRAは、税制上の取扱いが、拠出時：非課税（Exempt）⁵、運用時：非課税（Exempt）、給付時：課税（Tax）であることを特徴とするEET（Exempt-Exempt-Tax）型の制度である。年間の拠出限度額は、「1,500ドル」と「報酬金額の15%」の小さいほうとされた。

その後数次にわたり、新たな制度の導入や、利用可能者や拠出限度額等に係るルールの変更が行われ、現在に至っている。

³ トラディショナルは「伝統的な、従来からの」といった意で、1974年の創設時に措置された制度が「トラディショナルIRA」と呼ばれている。

⁴ 1997年に新設された制度で、制度に係る法案提出者であるウィリアム・ロス上院議員の名前に因んで「ロスIRA」と呼ばれている。

⁵ ここでいう「拠出時：非課税」とは、IRAへの拠出額について所得からの控除が受けられることを指す。

[Revenue Act of 1978]

雇用者が従業員のためにIRAへの拠出を行う制度⁶としてSEP IRAが創設された。

[Economic Recovery Tax Act of 1981]

トラディショナルIRAの利用可能者の範囲が大幅に拡充され、1982年から86年の5年間は、企業年金でカバーされているか否かにかかわらず、70.5歳以下のすべての勤労者はIRA口座に非課税で拠出することが可能となった（IRAのユニバーサル化）。また、拠出限度額が「2,000ドル」と「報酬金額の100%」の小さいほうに引き上げられた。

[TAX Reform Act of 1986]

一方、1987年以降は、IRAのユニバーサル化は撤回され、トラディショナルIRA口座に非課税で拠出できる（所得控除を受けられる）者の範囲が限定された。具体的には、企業の年金制度でカバーされている場合で所得金額が一定以上の者については、非課税での拠出が制限される（所得控除を受けることができない）こととなった。

[Small Business Job Protection Act of 1996]

雇用者が従業員に提供する制度として、小規模企業を対象を絞ったSIMPLE IRAが創設された⁷。

[Taxpayer Relief Act of 1997]

ロスIRAが創設された。ロスIRAは従来からのIRA（トラディショナルIRA）とは異なり、税制上の取扱いが、拠出時には課税される（所得控除は受けられない）ものの、運用時や給付時の課税が行われないことを特徴とするTEE（Tax-Exempt-Exempt）型の制度である。また、一定の条件を充たす場合は、IRA口座からの非課税での中途引き出しが認められることとされた。

[Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001 (EGTRRA)]

EGTRRAでは、①拠出限度額の段階的な引き上げ（2002～04年は3,000ドル、05～07年は4,000ドル、08年は5,000ドル。なお、「報酬金額の100%」の上限は変更無し）、②拠出限度額と物価変動の連動、③50歳以上の個人に係る追加拠出（キャッチアップ拠出）の許容（02～04年は500ドル、05年以降は1,000ドル）等の変更が行われた⁸。2009年以降の拠出限度額は毎年の物価変動と連動して500ドル刻みで見直されることとされ、2013～14年分の拠出限度額は5,500ドルに引き上げられている。

⁶ なお、1986年の立法（Tax Reform Act of 1986）により創設されたSAR-SEP IRAでは、従業員による拠出が認められていたが、後述するSIMPLE IRAの創設（1996年、従業員による拠出も可能）に伴い、SAR-SEP IRAの新規設定は不可とされている。

⁷ SIMPLE IRAでは、雇用者、従業員のいずれからの拠出も認められている。

⁸ EGTRRAの規定は、2010年までに延長されなければ失効することとされていたが、2006年の立法（Pension Protection Act of 2006）により恒久化された。

図表4 IRAのおもな沿革

改正時期	制度の創設	利用対象者	拠出限度額
1974	トラディショナルIRA創設	企業年金でカバーされていない勤労者のみ	1,500ドルと報酬金額の15%の小さい方
1978	SEP IRA創設		
1981		IRAのユニバーサル化（すべての勤労者に拡大）	2,000ドルと報酬金額の100%の小さい方に引上げ
1986		IRAのユニバーサル化の撤回（利用可能者の限定）	
1996	SIMPLE IRA創設		
1997	ロスIRA創設		
2001			拠出限度額の段階的な引上げ、キャッチアップ拠出の導入、拠出限度額を物価と連動させる仕組みの導入等（詳細は本文をご参照）

（資料）みずほ総合研究所

（注）2013、14年の拠出限度額は5,500ドルと報酬金額の小さい方、キャッチアップ拠出の限度額は1,000ドル。

Ⅲ. 個人退職勘定（IRA）の制度概要

本章では、まず「トラディショナルIRA」と「ロスIRA」の制度概要について確認した上で、おもに中小企業がIRAを活用して従業員向けに提供する制度として「給与天引きによるIRA」「SEP IRA」「SIMPLE IRA」についても、制度の概要を簡単に確認することとしたい。

1. トラディショナルIRA

（1）制度の特徴

トラディショナルIRAは、勤労者個人が資金を拠出する制度で、拠出した金額は所得から控除される（拠出時非課税）。拠出された資金はIRA口座の中で投資収益を伴って増加し（運用時非課税）、退職時の所得の基礎となる。給付時には給付を受けた金額に対して通常の所得税が課される（給付時課税）。トラディショナルIRAの利点としては、①非課税での拠出が可能であるため、投資収益の蓄積のためのベースとなる金額が大きくなり、退職時により大きな金額を受け取ることが可能であること、②所得税の税率は現役時代よりも退職後のほうが低いことが多く、トラディショナルIRAの保有者が給付時に支払う税金の額は、拠出時に支払うよりも少なくなる可能性が高い、といった点が挙げられる。

（2）利用可能者

その年において70.5歳未満で、課税可能な報酬を受け取っている個人は、トラディショナルIRAの口座を開設し資金を拠出することができる。報酬の例としては、賃金、給料、チップ、手数料、自己

雇用に係る所得、扶養料、課税されない兵隊への割増賃金等が挙げられる。報酬に該当しない所得のみを受け取っている場合は、トラディショナルIRAを開設することはできない。

(3) 拠出

個人は、その年の報酬金額と拠出限度額（2013年は5,500ドル）の小さい方の金額まで、トラディショナルIRA口座に資金を拠出することができる。加えて、50歳以上の個人は追加で1,000ドルのキャッチアップ拠出を行うことができる。また、夫婦共同で税務申告を行っている家計では、夫婦合算の報酬金額と夫婦それぞれの拠出限度額の合計（夫婦ともに50歳未満の場合は11,000ドル、片方のみ50歳以上の場合は12,000ドル、夫婦とも50歳以上の場合は13,000ドル）の小さい方の金額まで拠出することができる。

拠出限度額を超える拠出があり、定められた税務申告期限（4月15日）までに口座からの払い出しが行われなかった場合は、当該拠出は超過拠出とみなされ、6%の追加税が課される。なお、1月1日から4月15日までに行われた拠出については、当年分の拠出とすることも、前年分の拠出とすることも、いずれも可能である。

IRAは勤労者のための制度であるため、IRAへの拠出原資としては働いて得た所得（賃金やチップ等）のみが認められており、それ以外の所得⁹からIRAへの拠出を行うことはできない。

(4) 投資に係る選択肢

IRA口座は、銀行、信用組合、投資信託、生命保険会社、証券会社等の多くの金融機関で開設することができる。金融機関により提供される商品から投資先を選択することが可能で、他の金融機関に口座を移転することも可能である。

一方、IRAからの借入れ、借入れの担保としての使用、IRAへの財産の売却、IRAから骨董品、金属、宝石、切手、酒類等への投資等の行為を行った場合は、追加課税やIRAステータスの喪失の対象となる。

(5) 所得控除が可能な金額

当該個人や配偶者が勤務先の年金制度でカバーされているかどうか¹⁰や、調整後総所得金額の水準によって、IRAへの拠出金について、①全額の所得控除が可能、②拠出額の一部について所得控除が可能、③所得控除は不可の3つのパターンに分かれる（図表5）。

なお、拠出額の所得控除が受けられない場合でも、拠出限度額まではIRAに資金を拠出することが可能であり、当該拠出は税引き後ベースの拠出として、通常のトラディショナルIRAへの拠出とは区分して管理される。税引き後の所得をトラディショナルIRAに拠出することの利点としては、投資に係る収益が給付時まで課税されない（運用時：非課税）点が挙げられる。

⁹ 具体的には、財産からの収益、利子、配当、年金収入、繰延報酬、当該個人が所得の形成に重要なサービスを提供していない場合における組合からの所得、外国で稼得された所得等が該当。

¹⁰ ①当該個人又は雇用者が確定拠出型の年金制度への拠出を行っている、もしくは②確定給付型の年金制度への加入資格がある（当該個人が制度への参加を拒否している場合を含む）場合は、勤務先の年金制度でカバーされていることとされる。

図表5 所得控除が可能な金額

[職場の年金制度でカバーされていない場合]

税務申告上の属性	調整後総所得金額 (2013年)	所得控除可能額
独身、世帯主、要件を満たす未亡人、既婚者で配偶者が勤務先の年金制度に非加入	金額にかかわらず	全額控除可能
共同で申告している既婚者で配偶者が勤務先の年金制度に加入	178,000 ドル以下	全額控除可能
	178,000 ドル超 188,000 ドル未満	部分的に控除可能
	188,000 ドル以上	控除不可
別々に申告している既婚者で配偶者が勤務先の年金制度に加入	10,000 ドル未満	部分的に控除可能
	10,000 ドル以上	控除不可

[職場の年金制度でカバーされている場合]

税務申告上の属性	調整後総所得金額 (2013年)	所得控除可能額
独身、世帯主	59,000 ドル以下	全額控除可能
	59,000 ドル超 69,000 ドル未満	部分的に控除可能
	69,000 ドル以上	控除不可
共同申告している夫婦、要件を満たす未亡人	95,000 ドル以下	全額控除可能
	95,000 ドル超 115,000 ドル未満	部分的に控除可能
	115,000 ドル以上	控除不可
別々に申告している既婚者	10,000 ドル未満	部分的に控除可能
	10,000 ドル以上	控除不可

(資料) 米国内国歳入庁 (IRS) の「Publication 590」をもとにみずほ総合研究所にて作成

(6) 資産の引出し

IRA口座から資産の引出しを行った場合、受け取った金額が当該年の所得金額に加算され、通常の所得税の課税対象となる。

加えて、IRAの資産が退職前に使用されてしまうことのないよう、59.5歳になる前の引出しは「早期分配」として、10%のペナルティ課税が行われる¹¹⁾。ただし、例外として、59.5歳になる前に引出しを行った場合でも一定の要件に該当する場合¹²⁾は、ペナルティ課税は適用されない。

(7) 必要最低分配額

IRAが遺贈ではなく退職後の所得として使われることを確保するため、IRAの保有者は70.5歳に到

¹¹⁾ 早期分配であるか否かにかかわらず、IRAからの分配を受けた場合は、その年の所得税の課税対象となる。

¹²⁾ 一定の要件に該当する場合は、①調整後総所得金額の10%以上の医療費が払い戻されていない場合、②分配額が失業期間中の医療保険の費用以下である場合、③完全かつ永遠に身体に障がいを負っている場合、④死亡したIRA保有者の受益者である場合、⑤年金の形で分配を受けている場合(ただし、IRS承認の分配方法に限る)、⑥分配額が適格な高等教育費用以下である場合、⑦分配金を最初に購入する住宅の購入、建築、建替に使用した場合、⑧適格プランに係る内国歳入庁の賦課金のための分配である場合、⑨適格退役軍人に係る分配である場合、が該当する。

達した年の翌年の4月1日（分配開始期限）までに分配を開始しなければならない。その年に分配すべき最低金額（必要最低分配額）は、前年末の口座残高をIRA保有者の平均余命で割ることにより求められる。必要最低分配額は各年末までに受け取る必要があり、分配を行わなかった場合は分配不足額に対して50%の追加税が課される。

（8）ロールオーバー

ロールオーバーとは、ある年金制度から別の年金制度に資産の移転を行うことを指す。ロールオーバーを目的とする分配に対しては、上記(6)の早期分配に対する追加課税や毎年の拠出限度額のルールは適用されない。年金制度間のロールオーバーの可否については図表6のとおりであり、トラディショナルIRAと勤務先が提供する年金制度等との間で、幅広い資産の移転が認められている。

ロールオーバーには、①金融機関間で直接行う方法と、②個人が分配を受けて60日以内に移転先に拠出を行う方法¹³がある。①の場合には源泉徴収は行われませんが、②の場合には20%の源泉徴収が行われるため、同額のロールオーバーを行うためには、別途20%相当の資金を準備する必要がある。

図表6 制度間の資産移転の可否

		移転先							
		ロスIRA	トラディショナルIRA	SIMPLE IRA	SEP IRA	457(b) (注1)	適格プラン (税引前) (注2)	403(b) (税引前) (注3)	指定ロス 口座 (注4)
移 転 元	ロスIRA	○	×	×	×	×	×	×	×
	トラディショナルIRA	○ (注5)	○	×	○	○ (注6)	○	○	×
	SIMPLE IRA	○(注5) 2年後から	○ 2年後から	○	○ 2年後から	○(注6) 2年後から	○ 2年後から	○ 2年後から	×
	SEP IRA	○ (注5)	○	×	○	○ (注6)	○	○	×
	457(b) (注1)	○ (注5)	○	×	○	○	○	○	○ (注5)(注7)
	適格プラン(税引前) (注2)	○ (注5)	○	×	○	○ (注6)	○	○	○ (注5)(注7)
	403(b)(税引前) (注3)	○ (注5)	○	×	○	○ (注6)	○	○	○ (注5)(注7)
	指定ロス口座 (注4)	○	×	×	×	×	×	×	○ (金融機関間 移転のみ)

(注1) 457(b)プランは、州や地方政府による確定拠出型の年金制度

(注2) 適格プラン（税引前）は、例えば、401(k)や利益分配プラン（企業の収益の配当を従業員が受ける制度）、マネーパーステッププラン（確定拠出型の一つ）、確定給付プラン等を含む

(注3) 403(b)プランは、非営利団体職員向けの確定拠出型の年金制度

(注4) 指定ロス口座は、401(k)、403(b)、457(b)のプランの中で分離して管理される口座

(注5) 所得金額に含めなければならない (注6) 分離した口座を持たなければならない

(注7) プラン内でのロールオーバーでなければならない

(資料) 米国内国歳入庁 (IRS) の「Publication 590」をもとにみずほ総合研究所にて作成

¹³ ロールオーバーが60日以内に完了しなければ、課税対象の所得とされるほか、早期分配に係る追加税が課される。

(9) 相続

トラディショナルIRAの保有者が死亡した場合、IRAは指定された受益者のものとなるが、受益者が指定されていない場合は保有者の遺産となる。IRA口座からの分配に係る要請については、新しい保有者によって異なるルールが定められている（図表7）。

図表7 相続したIRAの分配に係るルール

受益者の要件	IRA保有者が分配開始期限前 ^① に死亡	IRA保有者が分配開始期限後 ^② に死亡
配偶者が受益者に指定されている場合	以下のいずれかを選択 <ul style="list-style-type: none"> 自らのIRAとして取扱う（70.5歳まで分配を求められることはないが、59.5歳までは引き出せない） 死亡したIRA保有者の名義を維持（自身の平均余命に基づき必要最低分配額を算出するが、保有者が生きていれば70.5歳となる年までは分配を開始する必要はない） 	以下のいずれかを選択 <ul style="list-style-type: none"> 自らのIRAとして取扱う（70.5歳まで分配を求められることはないが、59.5歳までは引き出せない） 死亡したIRA保有者の名義を維持（自身の平均余命に基づき必要最低分配額を算出）
配偶者ではない者が受益者に指定されている場合	以下のいずれかを選択 <ul style="list-style-type: none"> IRA保有者の死亡の翌年の受益者の平均余命に基づいて分配を行い、その後は毎年平均余命を1ずつ減らしていく IRA保有者の死亡の年に分配を受けなかった場合は、5年以内にすべての資産の分配を受ける必要 	以下の長い方に基づいて算出した金額の分配を受ける ①受益者の平均余命 ②IRA保有者の死亡時の平均余命（その後は毎年平均余命を1ずつ減らしていく）
受益者が指定されていない場合	IRA保有者の死亡後、5年以内にすべての資産の分配を受ける必要	IRA保有者の死亡時の平均余命に基づいて分配を受ける（その後は毎年平均余命を1ずつ減らしていく）

（資料）米国内国歳入庁（IRS）の「Publication 590」をもとにみずほ総合研究所にて作成

2. ロスIRA

(1) 制度の特徴

ロスIRAは1997年に創設された制度で、トラディショナルIRAとの最も大きな違いは、ロスIRAへの拠出は税引き後の所得によって行われる一方（すなわち、拠出額の所得からの控除は不可、拠出時課税）、適格な分配は課税所得に含まれない（給付時非課税）点にある。拠出された資金に係る投資収益に課税されない（運用時非課税）点はトラディショナルIRAと同様である。

また、利用可能者に関して所得制限が課されている点や、70.5歳を超えても口座への拠出が可能で

ある点、一定の年齢に到達しても分配の開始を要請されないという点などについて、トラディショナルIRAとは取扱いが異なる。

ロスIRAの立法に係る議会の説明資料¹⁴では、制度の創設が必要な理由として、①税制優遇付きの口座に区分して拠出した資金を、退職や一定の特別な目的のために合理的な期間保有した後、非課税で引き出すことが出来れば、ある一定層の個人の貯蓄ニーズにより適合した制度になると考えられること、②多くのアメリカ人は家を購入するために十分な資金を貯蓄することが困難な状況にあり、特別の目的のための貯蓄のインセンティブを高めることは適切であると考えられること、が挙げられている。

(2) 利用可能者と拠出上限額

トラディショナルIRAとは異なり、ロスIRAの利用可能者には所得制限が課されており、一定以上の所得を有する者はロスIRAの口座を開設することができない。図表8は、個人がロスIRAへ最大限に拠出することが可能である調整後総所得金額の水準¹⁵と、当該水準の範囲内で拠出限度額がどのように減額されるかを示している。例えば、40歳、独身で、調整後総所得金額が90,000ドルの納税者はロスIRAに5,500ドルまで拠出可能であるが（50歳以上の場合は追加で1,000ドルまでキャッチアップ拠出が可能）、調整後総所得金額が120,000ドルの場合は拠出限度額が減額され、130,000ドルの場合は拠出ができなくなる。

なお、図表8の拠出限度額は、トラディショナルIRAへの拠出は行わず、ロスIRAにのみ拠出を行った場合の限度額であり、その年にトラディショナルIRAへの拠出を行った場合は、当該拠出額がロスIRAの拠出限度額から減額される。

図表8 ロスIRAの利用可能者と拠出限度額

税務申告上の属性	調整後総所得金額（2013年）	拠出限度額（2013年）
独身、世帯主、別々に申告している既婚者（その年において配偶者と同居していない）	112,000 ドル未満	5,500 ドル（50歳以上は6,500ドル）まで拠出可能
	112,000 ドル以上 127,000 ドル未満	拠出額は徐々に減少
	127,000 ドル以上	拠出不可
別々に申告している既婚者でその年において配偶者と同居	0 ドル	5,500 ドル（50歳以上は6,500ドル）まで拠出可能
	0 ドル超 10,000 ドル未満	拠出額は徐々に減少
	10,000 ドル以上	拠出不可
共同申告している夫婦、要件を充たす未亡人	178,000 ドル未満	5,500 ドル（50歳以上は6,500ドル）まで拠出可能
	178,000 ドル以上 188,000 ドル未満	拠出額は徐々に減少
	188,000 ドル以上	拠出不可

（資料）米国内国歳入庁（IRS）の「Publication 590」をもとにみずほ総合研究所にて作成

¹⁴ Joint Committee On Taxation (1997)

¹⁵ 調整後総所得金額の水準は物価変動に応じて見直されることとされている。

(3) 投資に係る選択肢

ロスIRA口座は、開設時においてロスIRA口座であることを明確に示しておく必要がある。

一方、トラディショナルIRAと同様、多くの金融機関を通じて開設可能であり、トラディショナルIRAにおいて禁止されている取引（借入れや担保提供など）については、ロスIRAにおいても禁止されている。

(4) ロールオーバー

ロスIRAへのロールオーバーは、前述の図表6でも示したとおり、トラディショナルIRA、SEP-IRA、SIMPLE-IRAからのほか、401kプラン等の適格プラン¹⁶からも行うことが可能であり、ロスIRAを多様な年金資産の最終的な受け皿として活用することが可能となっている。

これらの「拠出時非課税」の制度からロスIRAへのロールオーバーを行う場合には、ロールオーバーされた金額はその年の総所得金額に含められ、通常の所得課税の対象となる。ロールオーバーの方法には、①業者間移転による方法、②同一業者の中でIRAの種類を再指定する方法、③移転前の制度から口座保有者に直接分配を行い口座保有者が改めてロスIRAに拠出を行う方法の3つがあり、基本的にトラディショナルIRAへのロールオーバーに関するルール¹⁷と同様のルールが適用される。

加えて、ロスIRAに特有のルールとして、他の制度からロスIRAへのロールオーバーを行ったケースで、ロールオーバーを行った年から5年を経過する前に資金を引き出した場合は、(5)で後述する「非適格分配」として10%の追加課税の対象となるというルールが存在する。

一方、ロスIRAからのロールオーバーについては、他のロスIRA口座へのロールオーバーは認められるが、他のタイプのIRAや勤務先が提供する年金制度等へのロールオーバーは認められていない。

(5) 資産の引出し

ロスIRA口座から資産の引出しには、「毎年の拠出額の払い戻し」「適格分配」「非適格分配」の3種類がある。

a. 毎年の拠出額の払い戻し

「毎年の拠出額の払い戻し」とは、ある年にロスIRA口座に拠出した資金を、その年の税務申告期限までに口座から引出すことを指し、早期分配に係る10%追加税は課されない。ただし、この場合に、拠出金に係る運用損益がある場合はあわせて引出すこととされており、拠出金に係る損益部分については、拠出した年の所得金額に含めて申告する必要がある。

b. 適格分配

「適格分配」とは、ロスIRAの制度趣旨に沿った引出しであり、分配額を総所得金額に含める必要がないほか、早期分配に係る10%追加税も課されない。具体的には、以下の①および②の要件をいずれも満たす分配を指す。

- ① ロスIRAに拠出が行われた最初の年から5年経過後に行われた分配であること

¹⁶ 内容は図表6の(注2)をご参照。

¹⁷ 本章の「1.トラディショナルIRA」の「(8)ロールオーバー」(P8)をご参照。60日以内に取引を完成させなければならないとするルールや、個人に直接分配が行われる場合の源泉徴収に関するルールなど。

② 分配に係る支払が以下のいずれかに該当すること

- ・ 59.5 歳到達後に行われたこと
- ・ 身体の障がいを経由して行われたこと
- ・ 口座保有者の死後に受益者や遺産に対して行われたこと
- ・ 分配金を最初に購入する住宅の購入、建築、建替に使用したこと（上限額は生涯累計で 10,000 ドル）

c. 非適格分配

「非適格分配」とは、「毎年の拠出額の払い戻し」「適格分配」のいずれにも該当しない引出しを指す。非適格分配については、分配額の一部を総所得金額に加える必要がある¹⁸ほか、早期分配に係る10%の追加税が課される。ただし、例外として、一定の要件に該当する場合¹⁹は、早期分配に係る10%追加課税は適用されない。

（6）ロスIRA保有者の死後の分配

ロスIRAの保有者が死亡し、受益者が配偶者である場合は、受益者は相続したロスを自らのものとして取り扱うことを選択できる。受益者である配偶者がこうした選択をしなかった場合や、受益者が配偶者以外の者である場合、受益者は、①ロスIRAの保有者の死後5年が経過する年の終わりまでにすべての資産の分配を受領、②受益者の平均余命の期間に亘って分配を受領²⁰、のいずれかの方法を選択することができる。

相続したロスIRAからの分配には基本的に課税されないが、ロスIRAの保有者が最初に拠出を行った年から5年が経過する前に死亡した場合や、トラディショナルIRAからロスIRAへのロールオーバーから5年が経過する前に死亡した場合については、非適格分配として扱われることとなり、受益者に対する課税が行われる。

3. 中小企業等がIRAを活用して従業員向けに提供する制度

IRAはその名称から、個人が自ら開設するものと考えられがちであるが、中小企業等の雇用者が従業員のIRA口座への拠出を手助けすることを可能とする制度も設けられており、具体的な制度としては、「給与天引きIRA」「SEP IRA」「SIMPLE IRA」の3つが挙げられる。

（1）給与天引きのIRA

雇用者である企業が退職制度を採用したくない場合であっても、従業員が給与天引きでIRAに拠出

¹⁸ ロスIRA口座からの引出しについて、どの部分の拠出（転換や退職プランからのロールオーバーに係る拠出を含む）や収益が引出されたとみなすかについては、順番が決まられており、具体的には、①通常の拠出、②ロールオーバーに係る拠出（先入先出方式とし、すでに課税済みの部分と課税未済の部分とを考慮に入れる必要）、③拠出に係る収益の順番で充当する。当該引出しが①や②の課税済みの部分に該当する場合は、原則として総所得金額に含める必要はないが、②の課税未済の部分や③に該当する場合は、総所得金額に含める必要がある。

¹⁹ 一定の要件に該当する場合は、トラディショナルIRAにおける例外要件とほぼ同じ（P7の脚注12をご参照）。

²⁰ 受益者が配偶者の場合、死亡した配偶者が70.5歳に達したであろう年まで分配の開始を延期することが可能である。

することを認めることで、従業員に単純かつ直接的な貯蓄手段を提供することができる。この種の取り決めにおいては、従業員は常にIRAへの拠出を行うかどうか、また行う場合は、その時期、方法、金額を決定することとなる。

従業員の中には、IRAの利用資格を持っているにもかかわらず、給与等の収入を無計画に費消してしまい、十分な資金を拠出できない者も存在する。給与天引きを利用すれば、従業員が事前に計画し定期的に少額を積み立てることが可能となる。

本仕組みについては、拠出の形態を除けば、個人によるトラディショナルIRAへの拠出と同様であり、従業員は拠出分について所得控除を受けることができるほか、トラディショナルIRAと同じルールが適用される。

(2) SEP IRA

SEP IRAは、雇用者である中小企業等²¹が、自分自身および個々の従業員のためにSEP IRA口座を開設することを可能とする制度である。SEP IRA口座への拠出は雇用者のみが行うことができ、個々の従業員に対して拠出する金額は給与等の支払額に対して一律の割合を乗じたものとする必要がある。一方で、雇用者は従業員のSEP IRA口座に毎年拠出する必要はなく、業績等によっては、ある年に拠出を行わないことも認められる。雇用者による拠出額の上限は、給与等の支払額の25%と51,000ドル（2013年基準）²²の小さい方とされており、自営業者も含めてほとんどの雇用者はSEP IRAの制度を創設することができる。なお、上記以外の事項については、基本的にトラディショナルIRAのルールが適用される。

SEP IRAは、企業が401kプラン等の企業年金制度と比較して、制度創設時や運用に係るコストが小さく、わずか2ページからなる様式の書類を使って立ち上げることができる。加えて、雇用者が毎年拠出する金額を決定できるという点で、ビジネス環境が変化した場合の柔軟性が確保できるという利点もある。

(3) SIMPLE IRA

SIMPLE IRAは、従業員100人以下の雇用者だけが採用することのできる制度である。SIMPLE IRAでは、従業員は自らの判断によって毎回の給与支払の一定割合を拠出することが認められている一方、雇用者は一定のルールに従って拠出を行うことが義務付けられている。

具体的には、従業員は2013年の基準で12,000ドル（50歳以上の場合は14,500ドル）²³を上限として、給与天引きにて拠出を行うことができる。一方、雇用者は、①自ら拠出を行った従業員に対して、拠出額と同額のマッチング拠出を報酬額の3%を上限として行う方法と、②加入資格を有するすべての従業員に対し、従業員が拠出を行わないことを選択した場合も含めて、報酬額の2%を固定的に拠出する方法、のいずれかを選択しなければならない。

²¹ SEP IRAはおもに中小企業を対象として創設された制度であるが、SIMPLE IRAとは異なり、企業規模等に係る制限は設けられていない。

²² 当該金額は物価変動に連動して見直されることとされている。

²³ 当該金額は物価変動に連動して見直されることとされている。

SIMPLE IRAに係る口座については、従業員が選択した金融機関に開設することも、雇用者が選択した金融機関にすべての従業員の口座を開設することも可能である。従業員は、拠出された資金の運用方法や金融機関を自ら決定することができ、転職した場合でも、口座を維持することが可能である。

上記以外の事項については、基本的にトラディショナルIRAのルールが適用されるが、SIMPLE IRAに特有のルールとして、①制度への参加から2年以内に引出しを行った場合は、早期分配に係る追加課税の税率が10%から25%に引き上げられる、②制度への参加から2年間は、SIMPLE IRAから他の制度へのロールオーバーは不可、等がある。

SIMPLE IRAについても、SEP IRAと同様に立ち上げが容易であり、雇用者は制度を創設するための簡易な様式に必要な事項を記入する必要があるが、事務処理の多くは金融機関が行うことができる。加えて、低いコストで従業員による拠出を可能とする年金制度を運営できる（SEP IRAは雇用者による拠出のみ）という点がSIMPLE IRAの利点となっている。

図表9 「給与天引きのIRA」「SEP IRA」「SIMPLE IRA」の比較

	給与天引きのIRA	SEP IRA	SIMPLE IRA
おもな利点	制度の立ち上げや維持が容易	制度の立ち上げや維持が容易	小さい管理コストで従業員拠出（給与天引き）型の制度創設が可能
雇用者の要件	すべての雇用者	すべての雇用者	他の退職プランを有していない従業員100人以下の雇用者
雇用者の役割	従業員が給与天引きで拠出できるよう手配、拠出金をIRA口座に送金、毎年の税務申告は不要	IRSの様式を使って制度を立ち上げ、毎年の税務申告は不要	IRSの様式を使って制度を立ち上げ、毎年の税務申告は不要、事務処理のほとんどを金融機関が実施
拠出者	従業員 による給与天引きでの拠出	雇用者 による拠出	従業員 による給与天引きでの拠出、 雇用者 による拠出
拠出上限額（年間）	5,500ドル（50歳以上は6,500ドル）	報酬額の25%と51,000ドルの小さい方	従業員 は12,000ドル（50歳以上は14,500ドル）を上限に拠出可能 雇用者 は、①従業員拠出と同額のマッチング拠出（報酬額の3%を上限）、②全従業員に対する報酬額の2%の一律拠出、のいずれかを選択
拠出者の選択	従業員はいつでも拠出額を決定可能	雇用者は各年毎に拠出を行うかどうかを決定	従業員は自ら拠出額を決定。雇用者はマッチング拠出か一律拠出のいずれかを必ず実施する必要
制度の対象者に係る要件	すべての従業員が利用可能	一定の年齢、勤務期間、報酬額を充たすすべての従業員に提供される必要	過去2年間に5,000ドル以上の所得を得た（および本年に少なくとも得ることが見込まれる）すべての従業員に提供される必要

（資料）米国内国歳入庁（IRS）の「Publication 3998」をもとにみずほ総合研究所にて作成

IV. 個人退職勘定（IRA）の利用状況とわが国への示唆

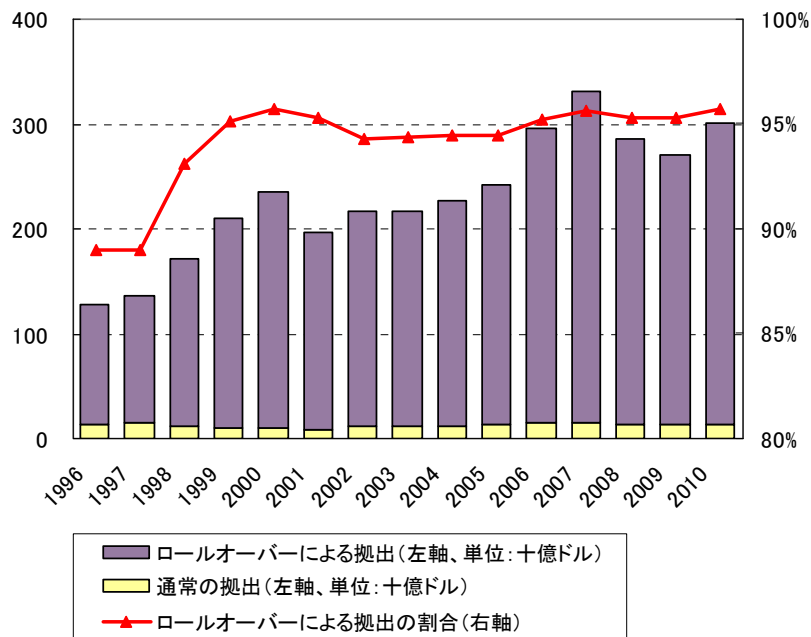
ここまで米国のIRAについて制度の沿革や具体的な制度内容をみてきたが、本章では、IRAの実際の利用状況等を踏まえつつ、わが国における今後の制度のあり方の検討にあたり参考とすべき点がないか、検証していくこととしたい。

1. トラディショナルIRA（幅広い年金資産の受け皿として個人型年金を拡充）

冒頭でも触れたとおり、IRAは米国の退職後資金運用市場（2012年末時点）の約28%を占める巨大な存在にまで成長しているが、IRA全体の資産規模5兆5610億ドルのうち、トラディショナルIRAが約86%の4兆7,630億ドルを占めている²⁴。

図表10は各年におけるトラディショナルIRAへの拠出（フロー）の状況を示しているが、拠出額の約95%がロールオーバーによる拠出であり、通常の拠出は約5%に過ぎない。これは、IRAの市場規模の拡大は「企業の年金制度でカバーされていない勤労者のための年金制度」という役割よりも、「幅広い年金制度の受け皿」としての役割を担うことを通じて達成されてきたことを表している²⁵。

図表10 トラディショナルIRAへの拠出の状況



(資料) 米国投資信託協会

²⁴ その他の制度の資産残高は、SEP IRA が 3,000 億ドル (5%)、ロス IRA が 4,200 億ドル (8%)、SIMPLE IRA が 780 億ドル (1%) となっている。

²⁵ P8 の図表 6 で示したとおり、企業年金をはじめとする幅広い年金制度からトラディショナル IRA へのロールオーバーが可能とされている。

の加入を可能とすることを早急に措置すべきである²⁷。

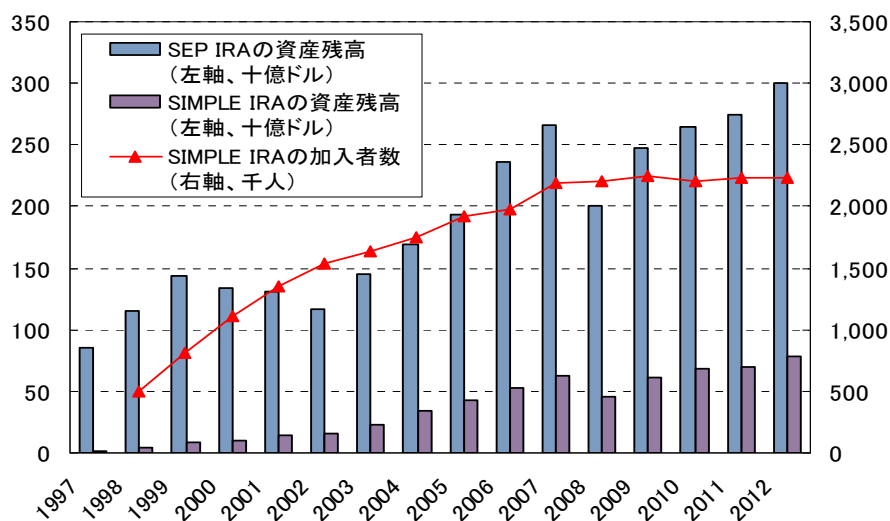
また、個人型年金にロールオーバー（移換）できる年金資産の範囲も拡大される方向²⁸にあるが、資産移換の対象とならない制度も存在しており²⁹、より幅広く他の制度からの資産移換を可能とすることが望まれる。

2. 中小企業等が提供するIRA（個人型年金の中小企業における使い勝手向上）

米国では、中小企業における年金制度の普及は、中堅・大企業よりも相当に低くなっているが、その理由としては、①中小企業の収入が不確実または低水準であること、②制度の立ち上げや運営に多くのコストがかかること等が挙げられている（米国投資信託協会(2005)）。こうした中、第II章および第III章でも確認したとおり、SEP IRAやSIMPLE IRA等の制度を導入することによって、中小企業がIRAを活用して、低いコスト負担で年金制度を創設できるような環境整備が行われてきた。

IRA全体に占めるSEP IRAとSIMPLE IRAのシェアは合計で6%程度と必ずしも高くはないが、資産規模や加入者数は増加傾向にあり（図表12）、中小企業における年金制度普及の裾野拡大に一定程度貢献しているものと考えられる。

図表12 SEP IRA、SIMPLE IRAの資産残高等の推移



(資料) 米国投資信託協会

²⁷ 例えば、企業型確定拠出年金（以下、企業型年金）の加入者が60歳前に転職し、転職先に企業型年金が導入されていない場合は、資産を個人型年金に移換することとなるが、利用者要件の制約から移換先の個人型年金では加入者になれないことが多く、自身で掛金を積み増すことができないというデメリットがあり（上記脚注26の「運用指図者」に該当）、確定拠出年金制度の普及の妨げとなっている。

²⁸ 2001年の制度創設当初においては、個人型年金に移換できる年金資産の範囲は、企業型確定拠出年金の個人別管理資産のみに限定されていたが、2005年10月以降は、厚生年金基金・確定給付企業年金の脱退一時金相当額や企業年金連合会の年金給付等積立金にも拡大された。

²⁹ 中退共・特退共で被保険者が退職した場合、事業主が新たに企業型確定拠出年金を設立した場合、厚生年金基金・確定給付企業年金で資格喪失時に中途脱退者にならなかった場合等。

これらの取組みにもかかわらず、米国の勤労者の老後の生活保障は十分ではないとの指摘もなされている³⁰。こうした指摘を受けて、オバマ大統領は2014年1月に行った一般教書演説において、新たにMyRA (My Retirement Account) という制度を創設する構想を打ち出した。MyRA構想のポイントは、①雇用者の意向に関わらず、すべての勤労者による制度の利用が可能で、勤労者は職場で自動的に制度にアクセスする機会を提供される、②拠出した資金は米国政府によって支払が保証された債券に投資され安全に運用される、といった点にあり³¹、職場の年金制度でカバーされていない中低所得者層が、老後に向けた貯蓄をスタートできるよう、安全でアクセスのしやすい手段を提供することを目的としている。

図表 1 3 MyRA構想の概要

項目	概要
利用資格	年間所得が 129,000 ドル未満 (夫婦の場合は 191,000 ドル未満) の個人
提供方法	職場を通じてロス IRA 口座の形態で開設され、資金の拠出は給与天引きで行われる。退職時は口座の持ち運びが可能
最低拠出額	口座開設は 25 ドル以上で可能、1 回の拠出は 5 ドル以上
資金運用方法	米国政府が元本を保証するとともに、連邦政府職員が利用可能な低リスクの貯蓄口座に適用されるのと同じ変動金利で利息が付される
ロールオーバー	民間の年金制度に係る口座にいつでもロールオーバー可能。また、残高が 15,000 ドルに達した場合や 30 年が経過した場合は、民間の口座にロールオーバーする
引き出し	拠出した資金はいつでも非課税で引き出し可能。運用収益部分は 59.5 歳以降であれば非課税で引き出し可能
税制優遇	ロス IRA と同様の税制優遇が受けられる
手数料	手数料は一切かからず、拠出額全額が運用原資となる

(資料) 米国財務省

一方、わが国の企業年金制度は、1962年に創設された適格退職年金制度と1965年に創設された厚生年金基金制度が中心となって発展してきたが、少子高齢化の進展や運用環境の低迷等を背景として、近年、制度が大きく見直されている。

具体的には、受給権保護の不十分さ等の指摘を受けて、適格退職年金制度が2012年3月末をもって廃止される一方、受給権保護等の仕組みの確立した安定かつ信頼のある制度として、確定拠出年金制度 (2001年施行)、確定給付企業年金制度 (2002年施行) が導入された。また、2012年のAIJ問題を契機として、厚生年金基金制度の見直しが行われ、2013年6月に成立した法律では、①厚生年金基金の新設を認めない、②5年間の時限措置として特例解散制度を見直す、③5年経過後は、基準を充た

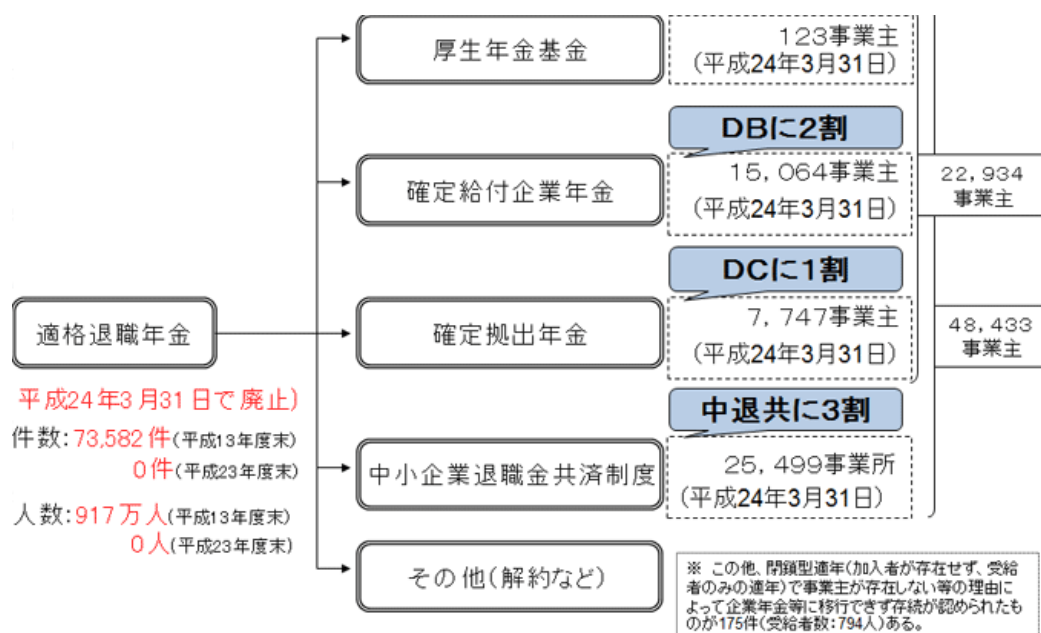
³⁰ 例えば、金融業規制機構 (Financial Industry Regulatory Authority : FINRA) のレポートによると、同機構が実施したアンケートに回答した未退職者のうち、職場における年金制度 (401k 等) もしくは個人年金制度 (IRA 等) のいずれかに係る口座を保有している者は 54%に過ぎないとされている。また、回答者の 59%は退職後に備えた必要貯蓄額について計算を行ったことがないと回答している。

³¹ オバマ大統領は同じ演説の中で、議会に対し、現行の高所得者に有利な税制 (所得控除の仕組み) にかえて、中低所得者層にメリットの大きい税制 (一律の税額控除の仕組み) に移行することについても提案している。

さない基金に対し厚生労働大臣が解散命令を発動できる、等の措置が講じられた。これにより、将来的に存続が認められる厚生年金基金は健全な基金のみとなるため、厚生年金基金制度を採用している企業においては、今後の方針について、他の制度への移行も含めて検討が行われることが想定される。

厚生年金基金の多くは中小企業が加入する総合型であり、今般の制度変更によって中小企業における企業年金の導入状況が低下することを回避するためにも、受け皿となる制度の充実が重要となる。確定拠出年金は、従業員にとっては離職時に年金資産の持ち運びが可能、企業にとっては追加の掛け金負担が生じない等のメリットがあり、中小企業にとって有力な受け皿となり得ると考えられるが、先に廃止された適格退職年金の企業年金等への移行状況を見ると、確定拠出年金への移行は約1割にとどまっている（図表14）。

図表 1 4 適格退職年金の企業年金等への移行状況



(資料) 厚生労働省

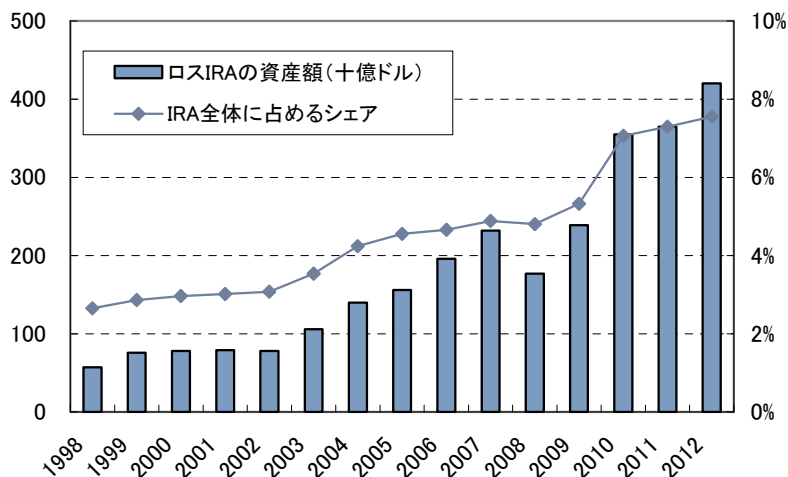
厚生労働省の「適格退職年金の移行に係る実態調査の結果及び分析(事業主版)」(2009年)によると、移行先として最も割合の高かった中小企業退職金共済制度(中退共)を選択した理由として、「制度がシンプルで分かりやすい」(42%)「単独で企業年金を運営することは困難なため」(28%)等が挙げられており³²、わが国の中小企業においてもシンプルでコストのかからない制度に対するニーズが高いと考えられる。米国において中小企業向けの制度としてSEP IRAやSIMPLE IRAが創設、活用されてきた経緯等を踏まえれば、わが国においても、個人型の確定拠出年金を中小企業にとっての使い勝手の良い年金制度と位置づけた上で、加入対象者の拡大(企業年金のある企業の従業員の追加)や、中小企業を対象とした新たな仕組みの導入等について検討していくことも考えられよう。

³² このほかに、「独立行政法人が行っている制度で安心感があるため」(38%)等の理由が挙げられている。

3. ロスIRA（NISAの恒久化等を通じた多様な貯蓄ニーズへの対応）

1997年の制度創設以降、ロスIRAの資産残高は着実に増加し、2012年末には4,200億ドル（約44兆円）となっているほか、IRA全体に占めるシェアも年々上昇するなど、国民の資産形成手段としての重要性が高まっている（図表15）。

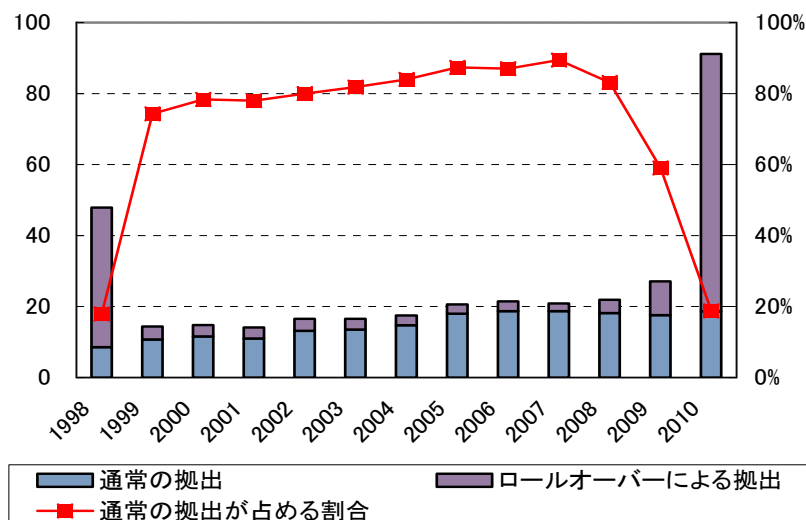
図表15 ロスIRAの資産規模の推移



(資料) 米国投資信託協会

図表16はロスIRAへの拠出（フロー）の状況を示しているが、トラディショナルIRAの残高増加がおもにロールオーバーの拠出によるものであったのに対し、ロスIRAの残高増加は、「トラディショナルIRAからのロールオーバーに関して特殊なルール」が適用された1998年と2010年を除き、通常の拠出によるものが中心となっている。

図表16 ロスIRAへの拠出の状況



(資料) 米国投資信託協会

前述の「特殊なルール」については、トラディショナルIRAからロスIRAへロールオーバーを行った場合には当該金額をその年の所得金額に含めて課税対象とするのが通常であるところ、所得金額を複数年にわたって繰り延べて算入する取り扱いを認めるものである³³。納税者にとっては、所得金額を複数年に亘って分割することによって累進税率が適用される所得税の税率を低く抑えることができるというメリットがある一方、ロールオーバーに伴う納税資金を確保する必要がある³⁴。

なお、トラディショナルIRAからロスIRAへのロールオーバーについては、2009年までは調整後総所得金額が10,000ドル以下の者にのみ認められていたが、2010年からは所得に関する制限が撤廃され、所得水準にかかわらずロスIRAへのロールオーバーを行うことが可能となっている。2011年以降のロスIRAへの拠出の状況は現時点で明らかになっていないが、上記の制度変更を受けて、将来の増税等を見越した層が納税負担を確定させる観点から、トラディショナルIRAからロスIRAへのロールオーバーを行うケースが増加している可能性もある。

このようにロールオーバーに係る制度変更等の影響を受けてはいるものの、全体としてみれば、ロスIRAの残高はおもに「通常の拠出」の蓄積によって増加しており、①必要最低分配額の定めが設けられていないこと、②最初に購入する住宅の購入等を目的とする引出しが適格分配とされていること、③一定の医療費や教育費等の支払を目的とする場合には早期分配に係る10%追加課税が免除されること等を踏まえれば、ロスIRAは「課税後所得からの積立てを行うための、より自由度の高い貯蓄手段」として活用されてきたと考えられる。

また、米国では、おもに老後資金の貯蓄を目的とするIRAのほかにも、教育資金の貯蓄を目的とする適格授業料プログラム（Qualified Tuition Program、通称529プラン）やカバーデル教育貯蓄口座（Coverdell Education Saving Account：ESA）、医療費の貯蓄を目的とする健康貯蓄口座（Health Saving Account：HSA）等の制度も設けられており（図表17）、国民の多様な資産形成ニーズの受け皿となっている。

図表 17 IRA以外のおもな資産形成支援制度

制 度	概 要
529 プラン	適格高等教育機関への教育費支払を目的に拠出した資金について、運用時の収益を非課税とする制度（拠出限度額は教育費の範囲内、所得制限なし）
カバーデル教育貯蓄口座	18 歳以下の者の適格な教育費支払を目的に拠出した資金について、運用時の収益を非課税とする制度（年間拠出限度額は 2,000 ドル、所得制限あり）
健康貯蓄口座	高額免責医療保険プラン（HDHP）との組み合わせを条件とする医療費積立用の口座で、拠出時、運用時、給付時ともに非課税とする制度（2013 年の拠出限度額は 3,250 ドル（家族保険の場合 6,450 ドル）、55 歳以上は 1,000 ドルの追加拠出が可能）

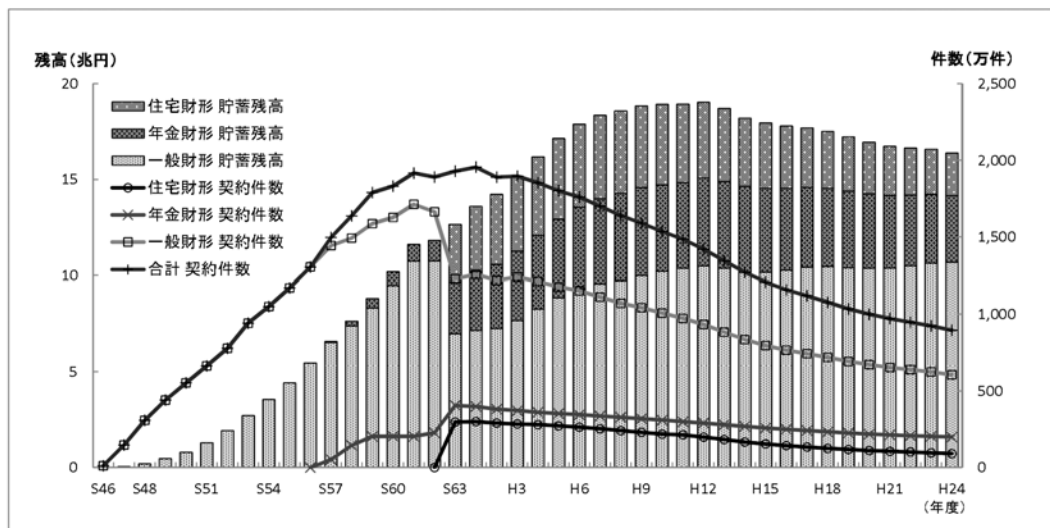
（資料）米国内国歳入庁（IRS）の「Publication 969」「Publication 970」をもとにみずほ総合研究所にて作成

³³ 1998 年の特例では 3 年間（1998 年から 2001 年に 4 分の 1 ずつ所得金額に算入）、2010 年の特例では 2 年間（2010 年の所得金額には含めず、2011 年から 12 年に 2 分の 1 ずつ所得金額に算入）の課税繰り延べが認められた。

³⁴ 政府にとっては早期に税収を確保できるというメリットがある。

一方、わが国における課税後所得からの積立てを支援するための代表的な制度としては、勤労者を対象とした勤労者財産形成促進制度（財形制度）がすでに存在しているが、近年は契約件数、残高ともに減少傾向にあり、十分に活用されているとは言い難い状況にある（図表18）。

図表 18 財形制度の実績



(資料) 厚生労働省

また、2014年から開始された少額投資非課税制度であるNISA（図表19）についても、課税後所得の積立て手段として幅広く活用される可能性を秘めているものの、現時点では、10年間の時限措置かつ非課税期間が5年間に限定されているほか、収益分配金の再投資を行った場合は新たな非課税枠を使用する必要があるなど、長期にわたって資金を積み立てる手段として利用していくためには改善すべき課題も多い。

図表 19 NISAの制度概要

項目	摘要
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限(ロールオーバーも可能)
投資可能期間	10年間(平成26年～平成35年)
非課税期間	投資した年から最長5年間
途中売却	自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	一人一口座
導入時期	平成26年1月(20%本則税率化にあわせて導入)

(資料) 金融庁

米国においてロスIRAをはじめとする資産形成支援制度が順調に普及していることから分かります。国民は老後資金に限らず住宅購入、教育、医療等の幅広い分野で資産形成ニーズを有しており、こうした国民の自助努力による資産形成を支援・促進していくことは、国民生活の安定の観点から重要な課題である。また、政府がアベノミクスによるデフレ脱却を掲げる中、資産の目減りを抑えて十分な資産形成を行うためには、リスク資産も含めた幅広い資産への投資に係る選択肢が、国民にとって使い勝手の良いかたちで安定的に提供される必要がある。まずはNISAの制度を恒久化し非課税期間の限定を撤廃するとともに、NISAや財形制度が国民にとってより使いやすい制度となるよう、制度の改善を進めていくことが望まれる。

図表 20 NISA、財形制度について考えられる制度改善の例

制度	制度改善の内容（例）
NISA	制度の恒久化、非課税期間の撤廃
	未成年者のための資産形成を支援とする制度（ジュニア NISA）の創設
	新たな非課税枠を利用することなく、収益分配金の再投資を行うことを可能とする
	年金資産や退職金を年間拠出額の枠外でロールオーバーすることを可能とする
財形制度	財形残高の一部を他の運用商品へ振り替えることを可能とする
	一般財形の預替え制限期間（預入後 3 年間）の撤廃
	財形投資信託（株式組入比率制限あり）の制限緩和

（資料）みずほ総合研究所にて作成

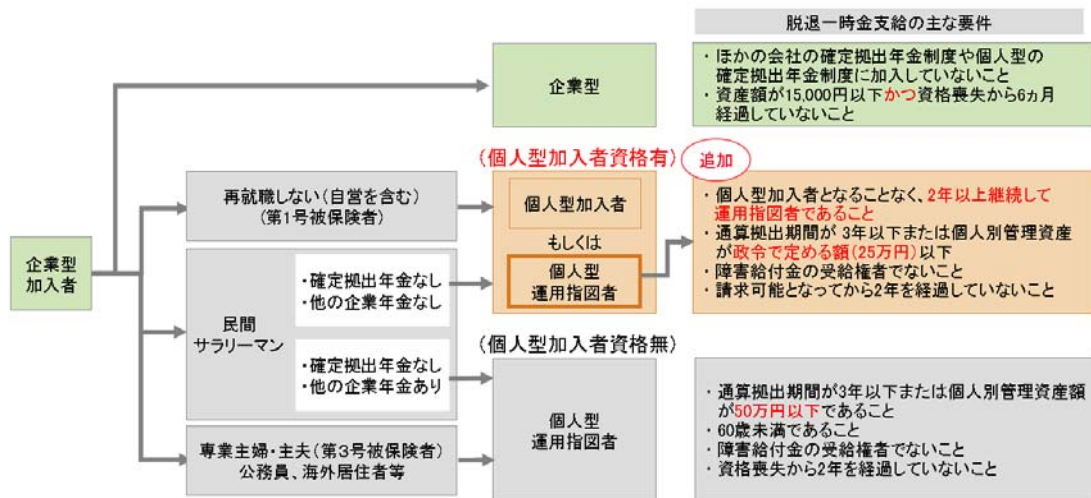
4. 資産の引出し制限のありかた（ペナルティ支払による引出しの許容）

年金制度では、老後資金の確保という制度目的を踏まえて、一定の年齢に達するまでの期間の引出しが制限されるのが一般的であるが、米国のIRAでは59.5歳になる前の引出し（早期分配）が完全に禁止されているわけではなく、10%のペナルティ課税を受ければ引出しを行うことが可能である（引出し制限のあり方は、企業年金である401kプラン等においても同様である）。こうしたルールの下でも、前述したとおり、IRAや401kプランの資産残高（すなわち老後に備えた資金の積立額）は着実に積み上がっているほか、米国投資信託協会（2013）によると、IRAからの資産の引出しの大部分は70.5歳以上の退職者が必要最低分配額を充足することを目的に行うものであり、59.5歳未満のIRA保有者による資産の引出しは限定的なレベルにとどまっているとされている³⁵。

一方、わが国の確定拠出年金制度では、一定の要件を充たす場合（図表21）には脱退一時金の支給を受けることが可能であるものの、その範囲は極めて限定的となっており、60歳に達するまでの期間における引出しは、死亡・障害等のケースを除いて認められていない。

³⁵ 同協会が行った調査では、世帯主が59.5歳未満であるトラディショナルIRAを保有する世帯のうち、2012年に資産の引出しを行った世帯の割合は8%とされている。

図表 2 1 確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件



(資料) 厚生労働省資料をもとにみずほ総合研究所にて作成

厳格な引出し制限は、支給開始年齢に到達する前の予期せぬ出費を心配する利用者にとって、制度の利用に対する心理的なハードルとなっている可能性がある。特に、個人型年金への拠出や企業型年金へのマッチング拠出³⁶など、加入者の判断で拠出金額を決定するケースでは、厳格な引出し制限に対する不安から、加入者が十分な額の拠出に踏み切れないことが懸念される。

また、確定拠出年金の資産残高が少額である従業員が退職する際に、制度からスムーズに脱退する仕組みを提供することも重要な課題である。2011年8月に成立した年金確保支援法により、2014年より脱退一時金の支給要件は一部緩和されたが(図表21の中段)、依然として脱退一時金の支給が認められず、個人型年金の加入者となることもできないケースがある³⁷。この場合には追加の拠出ができないことから、運用に係る手数料負担により資産が減少していくという問題がある。

2011年に発生した東日本大震災への対応では、震災により住居又は家財が全半壊した等の要件を充たす場合には、確定拠出年金の脱退一時金の支給要件を緩和する措置が講じられたが、確定拠出年金制度の更なる普及を進める観点からは、平時においても資産の引出し制限をさらに緩和していくことが望まれる。具体的な対応としては、退職や経済的困窮などの一定の要件に該当する場合には、追徴課税等のペナルティを課すことにより資産の一部引出しや脱退一時金の支給を可能とする制度を新設すること等が考えられる。

³⁶ 企業型年金は、原則として会社が掛金を拠出する仕組みであるが、2012年1月以降は、加入者も一定の範囲内で会社の掛金に上乗せで拠出を行うこと(マッチング拠出)が可能となっている。なお、マッチング拠出の掛金は全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となる。

³⁷ 加入者が退職により国民年金の第3号被保険者になる場合で加入期間が3年を超えかつ一定額の資産がある場合等。

V. おわりに

米国におけるIRAに対する長年の取組みを踏まえると、わが国においても、年金制度のさらなる改善に加えて、国民の資産形成支援に係る制度全般を視野に入れた幅広い検討が必要であると考えられる。これらの制度はそれぞれ創設当初からの経緯を踏まえて現在の形となっており、その背景には長年積み上げられてきた理念や思想等が存在すると考えられるが、そうした理念や思想等にとらわれることなく、変化する環境の中でいかに多様な国民の資産形成ニーズに応えることができるかという観点から、改めて制度のあり方についてゼロベースから議論していくことが望まれる。

また、仮に制度改正の方向性が提案されたとしても、金融資産の運用等を通じて国民一人ひとりと向き合っている金融機関において、制度を有効に活用し国民のニーズに対応できる体制が整備されていなければ、こうした提案は絵に描いた餅で終わってしまう懸念もある。金融機関においても、一人ひとりの顧客を中心に置いてライフプランニングや資産運用を支援していくための取組みを進めていくことが重要であり、既存の制度や商品等に応じて組織や体制が縦割りになっていないか等についても改めて見直していく必要があるだろう。こうした取組みを続けていく中から、より国民のニーズに沿った制度改正に係るさらなるアイデア等も生まれてくるものと考えられる。

国民の自助努力による資産形成の促進や個人金融資産の活性化に向けて、既存の制度や所管省庁、関係業界等の壁を越えて、関係者による活発な取組みが行われることが期待される。

[参考文献]

企業年金連合会（2013）『新しい企業年金基礎資料（平成25年12月）』

厚生労働省（2009）「適格退職年金の移行に係る実態調査の結果及び分析（事業主版）」

Congressional Research Service（米国議会調査局）（2013）, “Traditional and Roth Individual Saving Accounts (IRAs) : A Primer”

Financial Industry Regulatory Authority（米国金融業規制機構）（2013）, “Financial Capability in the United States , Report of Findings from the 2012 National Financial Capability Study”

Joint Committee on Taxation（米国両院合同税務委員会）（1997）“General Explanation of Tax Legislation Enacted in 1997”

Internal Revenue Service（米国内国歳入庁）（2013a）, “Individual Retirement Accounts (IRAs) , Publication 590”

—————(2013b), “Health Saving Accounts and Other Tax-Favored Health Plans, Publication 969”

—————(2013c), “Tax Benefits for Education , Publication 970”

Internal Revenue Service（米国内国歳入庁）、Department of Labor（米国労働省）（2013a）, “Choosing a Retirement Solution for Your Small Business , Publication 3998”

—————(2013b), “SIMPLE IRA Plans for Small Businesses , Publication 4334”

Investment Company Institute（米国投資信託協会）（2005）, “The Individual Retirement Account at Age 30 : A Retrospective”

—————(2013), “The Role of IRAs in U.S. Households’ Saving for Retirement , 2013”